

社会福祉法人同仁会給与取扱規程新旧対照表(案)

現 行	改 正 後
<p data-bbox="353 308 920 347">社会福祉法人同仁会給与取扱規程</p> <p data-bbox="141 416 1111 483">第6条の2 給与規則第4条第5項の規定に基づき、人事考課の結果による定期昇給の基準は、次のとおりとする。</p>	<p data-bbox="1357 308 1924 347">社会福祉法人同仁会給与取扱規程</p> <p data-bbox="1144 416 2114 483">第6条の2 給与規則第5条の2第6項の規定に基づき、人事考課の結果による定期昇給の基準は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1173 520 1800 587">付 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>